

令和 6 年

東濃中部病院事務組合議会
第 2 回定例会会議録

令和 6 年 2 月 1 5 日開会
同 日 閉会

東濃中部病院事務組合議会

令和6年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
議会事務局職員出席者	2
開 会	2
・ 日程第1 会議録署名議員の指名について	3
・ 日程第2 会期の決定について	3
・ 諸般の報告	3
・ 日程第3 議第2号から日程第6 議第5号（一括上程・説明）	3
・ 日程第3 議第2号から日程第5 議第4号（一括質疑）	8
・ 日程第6 議第5号（質疑）	8
・ 日程第3 議第2号（討論・採決）	8
・ 日程第4 議第3号（討論・採決）	9
・ 日程第5 議第4号（討論・採決）	9
・ 日程第6 議第5号（討論・採決）	9
・ 日程第7 一般質問	
4番 北谷峰二君	9
6番 棚町潤君	13
閉 会	23

令和6年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和6年2月15日（木）午前9時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第2号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計予算
- 第4 議第3号 令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算
- 第5 議第4号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算
- 第6 議第5号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第7 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第2号から日程第6 議第5号
- 日程第7 一般質問

出席議員 10名

- | | |
|--------------|----------------|
| 1番 木 股 英 明 君 | 6番 棚 町 潤 君 |
| 2番 安 藤 学 君 | 7番 三 輪 田 幸 泰 君 |
| 3番 水 石 玲 子 君 | 8番 大 久 保 京 子 君 |
| 4番 北 谷 峰 二 君 | 9番 榛 葉 利 広 君 |
| 5番 西 尾 隆 久 君 | 10番 加 藤 輔 之 君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 管 理 者 加 藤 淳 司 君 | 副 管 理 者 水 野 光 二 君 |
| 事 務 局 長 鈴 木 聡 君 | 総務課副参事 小 栗 健 利 君 |
| 総務課主幹 畑 中 寛 之 君 | |

議会事務局職員出席者

書 記 亀 谷 栄 聡 君

書 記 吉 田 和 史 君

午前 9時00分開会

○議長（加藤輔之君） 皆さん、おはようございます。ご苦労様でございます。

令和6年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月8日に当組合管理者である土岐市長、そして瑞浪市長の両市長と共に、議長も含めて、国に対して特別交付税要望活動に行ってきました。どちらの要望活動も1番に、土岐市は東濃中部病院整備事業、瑞浪市は東濃中部病院事務組合負担事業に対する要望でありました。総務省自治財政局長とは霞が関で、財政課長とは場所を変えて永田町で、議長同席で交渉してきました。成果が期待されます。

また、先月の1月16日に、新病院の建設起工式が無事に終了して、本格的に工事が進み出しました。工期はおおよそ2年弱ということで、来年の令和7年11月には出来上がってくるということでございます。今まで統合に向けた議論をしてきた事がようやく形となってきましたが、引き続き工事の調整などよろしくお願いしたいと思います。

さて、今定例会は令和6年度予算、条例改正の案件がございます。議員各位におかれましては、どうか慎重にして十分なる審議を尽くしていただき、議会の責務を果たしたいと思いますので、議事運営には特段のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではここで、管理者である土岐市長からご挨拶をいただきたいと存じます。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 皆さんおはようございます。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日は、令和6年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠に有難うございます。

さて、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類へ変更となり8か月以上が経過いたしました。現在の定点医療機関からの情報収集による感染者の動向把握によりますと、年明け以降、全国的に増加の傾向となっているようで、この東濃圏域におきましても同様に増加傾向という状況でございます。また、季節性インフルエンザとの同時感染といった事態も見受けられており、感染症対策につきましては、改めてしっかりと実施していきたいと考えるものでございます。

今回の定例会では予算関係3件、条例関係1件、合計4件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） ありがとうございます。

○議長（加藤輔之君） それでは、ただ今から令和6年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（加藤輔之君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において大久保京子君及び榛葉利広君を指名いたします。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（加藤輔之君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。

○事務局書記（亀谷栄聡君） 諸般の報告をいたします。本日の会議に説明員として出席報告のありました方々の職・氏名一覧表をお手元に配付しておきましたので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（加藤輔之君） 諸般の報告につきましては、ただいま事務局の申し上げたとおりでございますので、ご了承願います。

○議長（加藤輔之君） 次に日程第3 議第2号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計予算から日程第6 議第5号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてまでの4件を一括して議題といたします。

提案の理由及び議案の説明を求めます。管理者 土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） それでは、令和6年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会が開催され、諸議案の審議をお願いするに当たりまして、組合の現状等につきまして、一言申し上げます。

まず、新病院建設事業につきまして、1月16日に建設工事の起工式を無事に執り行うことができました。関係の皆さま方には感謝申し上げる次第であります。以降、現地におきましては建設工事が始まっており、今後は並行して、医療機器等の選定や移転に関する協議など、より詳細な部分についての課題をひとつずつ解決していく予定でございます。

また、1月14日には、新病院建設地の地元となります肥田町高根地区の方々を対象に現地説明会を実施いたしましたところ、60名近い方にご参加いただき、造成工事の現状や今後の建設予定等に

ついて説明をさせていただきました。今後も地元の方々のご理解、ご協力をいただきながら、建設工事を進め、令和7年11月末に竣工し、令和8年2月に開院できるよう、着実に事業を進めて参りたいと考えております。

それでは、提案いたします案件につきまして、その概要をご説明いたします。

ご審議をお願いします案件は、予算関係3件、条例関係1件、合計4件でございます。議第2号から議第4号までの3議案は予算に関するものでございます。

議第2号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計予算でございます。

一般会計予算につきましては、組合全体に関する経費について計上する予算としております。一般会計予算総額は4,263万4,000円であります。令和6年度一般会計当初予算の主な事業の内容については、医師確保奨学資金等貸付金負担金や助産師修学資金等貸付金などを計上するものでございます。

議第3号 令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算でございます。特別会計予算総額は7,038万1,000円であります。令和6年度特別会計当初予算の主な事業等の内容については、医師・薬剤師謝礼金、病院群輪番制委託料などを計上するものでございます。

議第4号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算は、収益的収入及び支出は1億1,745万1,000円、資本的収入及び支出9億7,096万円、予算総額は98億8,841万1,000円であります。令和6年度病院事業会計当初予算の主な事業の内容については、新病院建設事業費などを計上するものでございます。

議第5号は条例に関するものでございます。議第5号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、改正しようとするものでございます。

以上が、ご審議をお願いいたします案件の概要でございます。詳細につきましては、これより事務局長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

〔事務局長 鈴木聡君登壇〕

○事務局長（鈴木聡君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案集別冊の令和6年度東濃中部病院事務組合予算書・予算説明書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

議第2号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計予算についてご説明いたします。

第1条は歳入歳出予算で歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ4,263万4,000円と定めるものでございます。内容は事項別明細書で説明をいたします。

第2条は歳出予算の流用で、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるも

のでございます。4ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。歳入についてご説明させていただきます。

1款 分担金及び負担金、1項 構成市負担金、1目 構成市負担金は3,963万4,000円で、構成市からの負担金を計上いたしました。2款、1項、1目 繰越金は300万円で前年度繰越金でございます。5ページをお願いいたします。

歳出についてご説明させていただきます。1款、1項、1目 議会費は10万8,000円で、組合議会議員報酬及び事務局に要する経費を計上いたしました。5ページ中段から6ページをお願いいたします。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は2,927万8,000円で、主なものとして事務系職員人件費負担金及び例規等データベース更新料、使用料負担金などを計上いたしました。2項、1目 監査委員費は4万8,000円で、監査委員に要する経費について計上いたしました。6ページ下段から7ページをお願いいたします。

3款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費は1,020万円で、医師及び助産師確保に係る経費を計上いたしました。

4款、1項、1目 予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしております。8ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。組合議会議員報酬7万6,000円、その他、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬17万7,000円、行政不服審査委員会委員報酬13万5,000円、監査委員報酬3万6,000円を記載しております。組合事務局職員については、予算科目上負担金に分類されておりますので、給与費明細書には計上されておられません。9ページをお願いいたします。

構成市負担金明細書でございます。予算の属する年度の前年度4月1日現在人口から人口比を算出し、人口割額について記載しております。以上でございます。続きまして、11ページをお願いいたします。

議第3号 令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算についてご説明させていただきます。

第1条は歳入歳出予算で歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ7,038万1,000円と定めるものでございます。内容は事項別明細書で説明をいたします。14ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。歳入についてご説明させていただきます。

1款 診療収入、1項 外来収入は1,200万円で、外来患者の診療報酬収入と自己負担分について計上いたしました。

2款 分担金及び負担金、1項、1目 構成市負担金は5,732万7,000円で、構成市からの負担金でございます。

3款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 診療費手数料は5万4,000円で、診療費手数料

について計上いたしました。

4款、1項、1目 繰越金は100万円で、前年度繰越金でございます。15ページをお願いいたします。

次に歳出についてご説明させていただきます。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は733万5,000円で、事務系職員人件費負担金などについて計上いたしました。15ページ下段から16ページをお願いいたします。

2款、1項、1目 診療費は6,204万6,000円で、主なものとして報償費及び医薬材料費、病院群輪番制委託業務などについて計上いたしました。

3款、1項、1目 予備費は100万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしました。17ページから18ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。休日急病診療所運営委員報酬4万5,000円、看護師及び事務員報酬384万4,000円を記載しております。19ページをお願いいたします。

構成市負担金明細書でございます。予算の属する年度の前年度4月1日現在人口から人口比を算出し、人口割額について記載しております。以上でございます。21ページをお願いいたします。

議第4号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算についてご説明させていただきます。
第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量であります。第1号、主要な建設改良事業は新病院建設事業として96億4,404万円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出と、22ページの第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、後ほど予算実施計画によりご説明させていただきます。23ページをお願いいたします。

第5条は債務負担行為でございます。医療機器整備事業、医療情報システム整備事業、院内ネットワーク整備事業、新病院移転・開院業務委託、院内保育所・病児病後児棟整備事業につきましては、それぞれ事業等の実施が複数年にまたがるため、債務負担行為を計上するもので、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。

第6条は企業債でございます。令和6年度に予定する新病院建設事業として84億9,180万円を限度として起債を予定するものでございます。24ページをお願いいたします。

第7条は一時借入金でございます。その限度額を2億円と定めるものでございます。

第8条は予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

第9条は議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費といたしまして、第1号 職員給与は124万8,000円と定めるものであります。25ページをお願いいたします。

令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算実施計画でございます。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。1款 病院事業収益は1億1,745万1,000円で、1項 医業外収益のうち、1目 負担金及び交付金は、1億1,705万1,000円で、

主なものとして構成市負担金を計上しております。2目 長期前受金戻入は40万円で、固定資産減価償却費見合分の金額を計上しております。

次に支出でございます。1款 病院事業費用は1億1,745万1,000円で、1項 医業外費用のうち、1目 一般管理費は9,120万8,000円で、技術系職員人件費負担金、工事段階コンストラクションマネジメント業務委託などを計上しております。2目 減価償却費は40万円で、ソフトウェア減価償却費について計上しております。3目 支払利息及び企業債取扱諸費は2,284万3,000円で、病院事業債利息及び一時借入金利息について計上いたしました。2項、1目 予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしました。26ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。1款 資本的収入は97億7,096万円で、1項、1目 補助金は11億1,700万円で、医療機能統合再編施設整備費補助金等について計上しております。2項、1目 企業債は84億9,180万円で、新病院建設事業に係る借入額について計上しております。3項 負担金、1目 構成市負担金は1億6,216万円で、構成市からの負担金について計上いたしました。

次に支出でございます。1款 資本的支出は、97億7,096万円で、1項 建設改良費、1目 施設整備費は94億5,718万4,000円で、主なものとして建設工事費、建設工事監理業務委託、予備電源受電負担金などについて計上いたしました。2目 敷地造成費は1億8,685万6,000円で、主なものとして新病院敷地造成工事費を計上いたしました。2項、1目 企業債償還金は1億2,392万円で、病院事業債償還金を計上しております。3項、1目 予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしました。

27ページから39ページまでは予定キャッシュフロー計算書、人件費関係や予定損益計算書、予定貸借対照表、構成市負担金明細書などの資料が添付してございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。以上でございます。続きまして議案集1ページをお願いいたします。

議第5号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものであります。2ページ及び新旧対照表をお願いいたします。

第1条、第2条及び第3条は、それぞれの条例について地方自治法の改正により、地方自治法第243条の2及び第243条の2の2が、それぞれ第243条の2の7及び第243条の2の8に条ずれしたため、これらの規定を引用する箇所の改正をするものでございます。

附則は、この条例の施行日を定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） これより議題を分割して、質疑を行います。議第2号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計予算から、議第4号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算までの3件について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（加藤輔之君） 次に、議第5号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（加藤輔之君） ただ今までに議題となり、質疑の終結いたしました議第2号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計予算から、議第5号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてまで、4件について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時28分休憩

午前 9時28分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議案を分割して、討論・採決を行います。

議第2号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計予算について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤輔之君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第2号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤輔之君） 次に議第3号 令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤輔之君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第3号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤輔之君） 次に、議第4号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤輔之君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤輔之君） 次に、議第5号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤輔之君） 挙手全員であります、手を下ろしてください。よって、議第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤輔之君） 次に日程第7 一般質問を行います。質問を許可します。4番 北谷峰二君。

〔4番 北谷峰二君登壇〕

○4番（北谷峰二君） では、よろしくお願いいたします。私の方は今回質問が1つなんですけれども、実は2つあったのですが、他の方が同じ質問をやりたいとのことで、今回、私はこの医師確保についての一問のみを質問させていただきます。

この質問はですね、もう何年も前にまだ土岐市立総合病院が単独でやっている頃に、医師の確保が大丈夫かということを質問させていただきました。その時に、この東濃厚生病院と土岐市立総合病院が1つになり、この新病院建設が決まって、その時に言ったのが、1足す1が2になるとは限らない、そういうことを僕は発言させていただきました。多分、管理者である土岐市長は頭の記憶の少しどこかにあるかと思うんですけども、当然ですね、僕はこれが決まってからはもう本当にこの新病院をどんどん進めてもらいたいという気持ちでいっぱいでございます。決して反対するものではございません。その中でですね、やはり立派な、この約330億という建設費をかけての立派な病院を作るわけでございます。

そこで1番懸念されるのが、建物だけが立派では意味がありません。中身がなければ意味がない。やはり土岐市民、瑞浪市民、そして近隣の住民の皆さんの命を守るということは、やはり医師が一番大事だと私は思っております。その医師の確保について、どのように今行動を起こされてるのか、今回お聞きしたいと思っております。

まず1番目に、産科医師の確保はどのようかってことを聞きたいんですけど、産婦人科の医師というのは最低3人いなければ医師が疲弊してしまい、なかなか産科を開設できないと、過去に私が勉強した中で聞いております。そのような中で、過去には、総合病院の時には2人までの産科医を確保できたけれど、3人目がどうしても確保できなくて、それで断念したという経緯、経過がございます。

その中で、この新病院の中で、特に地元でお産のできる病院、これは新病院の中でも目玉の1つではないかなと私は考えております。その中で、産婦人科の医師確保はどのようにされているのか、ちょっと動向をお教え願います。

○議長（加藤輔之君） 管理者 土岐市長 加藤淳司君。

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） はい。医師確保の重要性については、議員さんおっしゃる通りであるという風に認識をしております。そういった中で、産婦人科の医師の状況ということでございますけれども、その前に1つ、全般的な動きについてご説明をさせていただきます。

組合といたしましては、令和4年5月から6月にかけて、管理者である私と、副管理者の水野市長と一緒に各大学の医局等を訪問いたしまして、この新病院の開設についての案内と合わせて、医師の派遣をお願いして参りました。産婦人科ということに限ったわけではありませんので、あらゆる医局に訪問させていただいたわけでございますけれども、大学医局に積極的な働き掛けを行なっているのは、組合としての動きとしても去ることながら、それと合わせまして、指定管理予定者でありますJA岐阜厚生連の方でも積極的に働き掛けを行っていただいております。

病院については、地域住民の皆さんに頼りがいのある病院を目指しているところでございますので、そのために医師の確保は大事ということでもあります。一方で、医師にとっても働きやすく魅力のある病院であるということも大事なことでありまして、ということでございますので、医師派遣を念頭に、各大学医局に協力をいただきながら設計を行ってきたという経緯もございます。

そういったこともございまして、協力的な関係が築かれているのではないかという印象を持っているところでございます。なお、産科の医師につきましては、先ほど最低3人とかいう話がございましたけれども、一定数の確保が必須条件であるという認識のもとで、新病院の産科開設を前提に、現在のところ医師1人を確保しております。新病院建設の設計への助言でありますとか、東濃厚生病院での診療を行っているというところでございます。大体の動きについては今、申し上げた通りでございます。以上でございます。

○議長（加藤輔之君） 北谷峰二君。

○4番（北谷峰二君） ありがとうございます。今、管理者の加藤市長からですね、答弁の中で産科医は1名ですか、今確保できてるのが、確実に。そうするとですね、当然、産科というのは24時間体制でございまして。これはもう僕が言わなくてもご承知だと思うんですけど、24時間体制で産科医1人では当然このお医者さんが潰れてしまいます。その中で、さっき最初述べたように、やはり最低3名の交代制でやっていかないと産科は回っていかない、そういうことでございまして、本当に1名確保できただけでこれ間に合うんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（加藤輔之君） 管理者 土岐市長 加藤淳司君。

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 産科医につきましては、1人で回していけるものという風には考えておりません。あくまでも準備の段階として1人を確保して、その方に設計とか開院までの色んなご助言をいただくという役割を果たしているわけでございます。

産科医の確保については、引き続き厚生連とも連携しながら行っているところでございます。決してその1人で回していくというものではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤輔之君） 北谷峰二君。

○4番（北谷峰二君） そうですね。もう全くおっしゃる通りで、ぜひこの産科医も、残りあと僕が思っているだけで2名必要なのかわからないですけども、最低2名、3名必要ですので、両市長とも一緒になってし、指定管理予定者とともに医局の方へ行って、どんどんどんどんアピールしてもらえればありがたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次にですね、常勤医師の確保についてでございます。これは、僕は長年病院の勉強をしてきた中で、非常勤医師がいくらいても、数があっても、やはり病院の経営も成り立っていないというのは、これも多分管理者であるお2方をご存知かと思います。その中で、常勤医師の確保についてはどのように動かれているのか、その辺のところもお聞きします。

○議長（加藤輔之君） 管理者 土岐市長 加藤淳司君。

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 常勤医師につきましては、現在、土岐市立総合病院及び東濃厚生病院に勤務していただいている医師については、新しくそのまま新病院で勤務していただけるものという風に考えております。

現状、両病院における常勤医師ということでございますけれども、土岐市立総合病院における正規

職員の医師は18名、それから東濃厚生病院における正規職員の医師は27名ということでございますので、合わせますと相当数になるということでございます。引き続き勤務していただけるという前提をお願いをしていくということと、合わせて新しい常勤医師についても、しっかり発掘していくということになっていくという風に理解しております。以上でございます。

○議長（加藤輔之君） 北谷峰二君。

○4番（北谷峰二君） 今、管理者の加藤市長言われたように、18名と27名の常勤医師が今2病院にいます。その中で、この医師についての接触っていうのは、管理者である、また副管理者である両市長は現在行っておるのでしょうか。依頼というか、強く要望しているのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（加藤輔之君） 管理者 土岐市長 加藤淳司君。

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 基本的に土岐市立総合病院は指定管理者としてJ A岐阜厚生連にお願いしておりますし、東濃厚生病院についてはJ A厚生連が運営している病院ということでございますので、そちらについてはJ A岐阜厚生連の方に引き続き残っていただくようなお願いはしております。直接、私どもからそういう医師に働きかけるということはしておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 北谷峰二君。

○4番（北谷峰二君） 多分そういう答えが返ってくるだろうなと想像しておりました。やはりですね、この場で言っているのかはわかりませんが、医者の世界というのはちょっと別次元だと私は考えております。やはり指定管理者であるJ A岐阜厚生連だけに依存するのではなく、両市の市長がですね、トップがこの病院を何がなんでもやっていくんだという熱意ですね、そういうものをやはり示していないと、なかなかお医者さんっていう方の心は動かないと思うんですね。

そのような中で、過去にもですね、今の加藤市長の前の市長さんでしたけれど、医局へ1回行ったら門前払いでもうダメでした、私は行っていませんなんていう答弁があったんですけど、やはりここはですね、最高責任者である両市長で、もう一度、指定管理予定者の方と共にですね、お願いにあがって、万全体制をとってもらいたい。特に今、医師の確保はどこも大変だと思います。また、働き方改革で色々、医師の方もなかなか確保難しくなってくると思いますので、その辺のところを踏まえて、何がなんでもこの新病院を市民の皆さん、近隣の皆さんから、この東濃中部医療センターができてよかったねっていうような病院にさせていただきたいことを切に願います。よろしくお願いいたします。

次に、非常勤医師の確保ですけど、これは先ほど述べたように、非常勤医師がいくらいてもやはりこれは安定的な病院経営はできませんので。さりとて、常勤医師の保管的な役割は大いに担っており、やはり非常勤医師もあるべきだと思っております。その中で、今、非常勤医師についてはどのように確保はされているのか、これもまたJ A岐阜厚生連に全てお任せなのか、いかがなものでしょうか。

○議長（加藤輔之君） 管理者 土岐市長 加藤淳司君。

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 現状で、先ほど申し上げました両病院の非常勤の研修医師については、総合病院については11.8名、そして東濃厚生病院については10名ということでございまして、一定数あるという風に認識しております。

非常勤の中核となります研修医でございますけれども、研修医に関しては、病院のホームページでありますとか、あるいは学生向けの説明会、あるいは各種イベント等におきまして、建設中の新病院の魅力を発信しながら募集活動を積極的に行っているということでございまして、組合としてもしっかり取り組んでいることをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（加藤輔之君） 北谷峰二君。

○4番（北谷峰二君） そうですね。研修医の方っていうのは、特にベテランの医師、それから腕のいい医師がいて、自ずと研修医が集まってくると思います。その中で、常勤医師の中でどのようなお医者さんが来るかちょっと僕はわかりませんが、それは向こうの都合だと思うんですけど、やはり今僕が言ったように、常勤医師の保管でもある研修医、非常勤医師、この確保にも努めてもらいたいなと思っております。

今後はですね、開業に向けて、まず医師の確保、これだけをしっかりとしてもらわないと、箱だけ作って中身なかったようではダメですので、やはり大きな税金を投入して、両市上げての大事業でございますので、どうか両管理者の市長お2方、積極的にリーダーシップをとっていただいて、医師確保に今後も尽くしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

〔6番 棚町潤君登壇〕

○6番（棚町潤君） おはようございます。東濃中部病院事務組合組合議員の6番 棚町潤でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。というのが瑞浪流でして、今日は私も不慣れなものですから、瑞浪流で一般質問させていただきたいなと思っております。

本日は、大きく分けて3つの事柄についてお聞きしたいと思っております。1つ目は、建設中の東濃中部医療センターについて。今回はこの名称で質問させていただこうと思っております。公の施設における指定管理者制度の運用について、お尋ねします。2つ目は、現在プロポーザル審査中である薬局、食堂、売店整備・運営事業者プロポーザルについて。3つ目は、私の支援者からもよく尋ねられる交通アクセスについて。この3点について、5つの質問を行わせていただきます。

いずれの質問についても、打ち合わせ中、審査中、調査中というお答えが返ってくる可能性もあるのかなと考えておりますが、現状で答えられる範囲で情報を開示していただきますよう、よろしくお願いいたします。

まずは1つ目です。公の施設における指定管理者制度の運用について、から始めさせていただきます

す。先の臨時会におきまして、東濃中部病院事務組合公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例が可決されました。この条例に基づき指定管理者を決め、病院経営がなされるわけです。

指定管理者制度については、皆さんもご承知だと思いますが、当時の小泉首相が民間でできることは民間で、とおっしゃったことが事の始まりで、2003年の9月より運用が始められています。導入の背景には、時代の変化に伴い多様化する市民ニーズにより効果的に対応することが求められるようになったことがあります。公共施設の運営に民間のノウハウやアイデアを生かすことで、市民サービスや費用対効果の向上を図ることが目的です。

今回制定されたこの条例について、基本的には土岐市の条例、公の施設における指定管理者の指定の手続きなどに関する条例を基に作られておりますので、非常に似通った内容になっております。土岐市の条例と比較して変わっているのは、市長が組管理者に置き換わっているのと、本市と記されていたものが土岐市、瑞浪市という書き方になっています。あとは、事業報告書の提出期限が30日から4カ月に変更になってるくらいかなと把握しております。

では、早速質問に移らせていただこうと思います。現在建設中の東濃中部医療センターの施設を確認すると、指定管理の対象となる施設が複数あることが見て取れます。病院の建物以外に、保育所や駐車場、薬局、食堂、売店、もしかしたらもっと細かく分かれているかもしれません。

そこで、まずは、現在予定している指定管理施設の確認をさせていただきたいと思います。要旨アと瑞浪では言うんですけど、瑞浪流で行きます。要旨ア 指定管理を予定している施設はどのような。事務局長、ご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 指定管理を予定している施設の確認ということでございます。

現在、指定管理を予定しておりますJA岐阜厚生連の方と、指定管理の内容につきましては協議をしているのでございまして、正式に確定はしておりませんが、病院事業を行う病院本棟及び付属設備棟ならびに車庫、駐車場等を想定しており、病院本棟内に整備する薬局、売店、レストランおよび外に別棟であります保育所棟に併設いたします病児病後児保育を実施する予定の施設につきましては除いて、すべての施設について指定管理者に管理運営をお願いする予定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） ありがとうございます。確認させていただいたところ、本棟付属設備、車庫、それから駐車場まで指定管理に入りますというご回答だったかなと思います。薬局、食堂、売店、それから保育所については、保育所もそうですか、保育所も指定管理の中に入るってことですね。薬局、食堂、売店については指定管理外ということになるかなと思います。

そこで、先ほどお話ありました保育所についてですが、ご答弁あった通り、保育所の運営については指定管理となって病院経営と同じ指定業者が業務を担われるということですが、企業として経営す

る保育所である可能性もあると想像できるんですが、これ、地域の子どもたちが果たして受け入れることってというのは考えられているのでしょうか。再質問をお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 保育所の運営につきまして地域の子どもたちを受け入れることができるかというところでございますけれども、当該保育所につきましては、現在、土岐市立総合病院ですとか東濃厚生病院と同様に、認可外の院内保育所として指定管理者による運営を予定しております。

地域の子どもたちを受け入れることで、医療従事者のお子さんたちを受け入れられない状態が起きないよう、あくまでも医療従事者のお子さんを受け入れて運営をするという風に考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） もう1つ、再質問ですが、先ほど保育所についての中で病児病後児保育のお話もあったと思いますが、病児病後児保育というと、瑞浪市の子供たちも土岐市の子供たちも通うということになるんですが、その管理はこの施設で行うというご答弁だったと思います。

同じ施設で行うということになると、その保育所と病児病後児保育、感染症とかそういった疑いが出てくるわけですが、そのあたりはどのように考えられているのでしょうか。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 保育所棟における病児病後児保育を実施するのかという質問でございますけれども、保育所棟と同じ建物で、両市の子育て担当課によりまして、病児病後児事業を実施する予定ではございますけれども、出入口ですとか使用する部屋など、保育所とは別とする設計となっております。ですので、両施設とも別々で事業は実施いたしますということと、感染症対策には万全を期して運営を実施していただくことになるという風に考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） はい、ご答弁ありがとうございました。建物内で別出入口ということで、子育て担当課さんが担当されるってということですかね。ご配慮いただいておりますということですので、安心しました。

では、次の質問に移ります。条例を確認すると、指定管理について、その期間を明示して募集することとなっています。指定管理期間は、地方自治法による期間の指定はありませんが、原則として3年から5年の範囲とされています。施設の設置目的は、目的、性格などを考慮して施設ごとに決定されるようです。

瑞浪市が指定管理する施設を見てみると、きなあつ瑞浪、交流センターときわ、産業振興センター、公民館、図書館などすべてが5年間の指定管理期間となっています。土岐市を見ると、バーデンパーク曾木、セラトピア土岐、各グラウンド、弓道場、福祉施設など全施設が5年の指定管理期間になっています。ちなみに、土岐市立総合病院の指定管理期間も5年となっています。

東濃中部医療センターについても指定管理期間は5年になるのでしょうか。

他市の状況を見てみると、病院の指定管理期間は長期になるケースが多いです。お隣の多治見市が運営する多治見市民病院は、2010年から2033年までの23年間の指定管理期間となっています。愛知県にある、あま市民病院は、2019年から2039年までの20年間。ちょっと離れておりますが、神奈川県横須賀市にある横須賀市民病院は、ここはちょっと短くて、2022年から2032年までの10年間となっています。

指定管理者制度の利点は、経費の圧縮と民間企業の柔軟な発想による利用者サービスの向上であると把握しています。指定管理期間が長期に及ぶのであれば、指定管理者の固定によるサービスの品質低下リスクや経営不振による撤退などが考えられます。

このあたり、どのようなお考えで、契約が長期に及ぶのであればどのように対応されるのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

要旨イ 指定管理者に指定しようとする期間はどのようか。事務局長、ご答弁をお願いします。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 指定管理者に指定しようとする期間はどのようかということでございます。

指定管理者制度の利点としましては、議員さんがおっしゃる通り、経費の圧縮ですとか、民間企業の柔軟な発想、対応による利用者へのサービス向上があるかと思っております。現在、指定管理期間を含めまして、指定管理予定者の方と協定の内容を協議しておるところでありますので、まだ確定はしておりません。しかし、今回の指定管理の施設につきましては、病院施設であること、また、土岐市立総合病院と東濃厚生病院との統合という形でありまして、JA岐阜厚生連にも建設に対する負担をいただくということを考えますと、通常考えられる期間よりも長期間で指定管理をお願いすることになるという風に考えておりますので、お願いいたします。

また、指定管理期間が長期に及ぶ場合のサービス低下リスクということでございますけれども、指定管理者の評価委員会というものを今後立ち上げますので、そちらの方で評価、監視していくものと考えております。

また、経営不振による撤退等につきましては、公立病院ということでございますので、両市で構成する組合として支えていくことになろうかという風に考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） はい、ご答弁ありがとうございます。指定管理期間は長期にわたる恐れがあるということと、評価の委員会を立ち上げていただいて、年度ごとに評価いただくっていう形になるのかなと思っておりますが、そういう形で、最後、公立病院でということで、そういうこともあるっていうことなんですかね。ちょっと心配な回答が返ってきたんですけど、ちょっとその辺、一度確認させてもらってもいいですか。公立病院でするので、もし経営が調子悪くなってきた時はというご回答だったと思うんですが、もう少し細かく教えていただいてもいいですか。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 公立病院でございますので、毎年、指定管理者の方からは事業の報告等はいただいきながら、指定管理の評価委員会の方でそのことについて評価をしていくことになると思います。その中で経営不振という状況がちょっとでも見えるようでしたら、そのあたり、指定管理者の方と連携しながら、助言あるいは指導しながら、経営の安定に繋がるようにしていただくということになるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） はい、ありがとうございます。そうならないように、まずは評価委員会でしっかりと評価をしていただきたいなと思います。はい、ご答弁ありがとうございました。

私の知人に土岐市にお住まいの方がいらっしゃいまして、その方と新病院の話をする機会がありました。仮にその方をAさんとしします。Aさんはですね、市民病院の運営を民間の事業者任せするのは非常に不安であるとおっしゃっていました。民間の事業者はですね、利益を追求する、儲けることが目的であるということは、我々市民が望む医療サービスを提供していただけるのが疑問だ、特に訴訟で多く経費がかかる産科や小児科などの不採算医療については、市が責任を持ってやってもらった方が安心できるということでした。私はAさんに、医療法は株式会社による病院や診療所の開設を認めていません、医療は人命に関わる極めて公益性の高い事業であり、営利を目的としたものが参入すると患者に不利益をもたらす恐れがあるためです、とお伝えしました。ただ、正直Aさんが不安に思うのも理解できるところであります。

不採算医療は、産科、小児科以外にも、へき地医療、精神科、救急などがあります。採算が取れない理由は、長時間労働になりやすく、訴訟リスクも大きいこと、医師の確保が難しいということ、そして病院経営の難しさが挙げられます。医療費は公定価格のため、どの病院に行っても基本的には同じ診療報酬となります。

よって、一般的に経営改善を図るために主な方向性として、経営の合理化、コストカットですね。で、営業努力、患者さんを増やすってということですね。で、物品調達法の見直しなどが図られています。民間の病院では合理化を突き詰めていって、最終的に産科や小児科を無くすという話は普通にあることです。

よって、公的病院がそういった不採算医療を担当することになるケースが多々見受けられます。これは、そもそもの医療制度を考え直さねばならないということにも繋がりますが、我々には残念ながら医療制度まで変えることはできません。

さて、質問させていただいた指定管理期間についてですが、これが長期に及ぶのであれば、住民サービスの向上には中々繋がっていかないと考えられます。長期間会社を経営すると、今までやってきたことを否定して新しいことを始めるということはなかなか勇気がいることなんです。よって、歴史があり、大きな企業ほど簡単に軌道修正をすることが難しくなってきます。であるなら、指定管理期

間を短くして、複数の医療法人が指定管理していただける環境を整え、新陳代謝を良くすることが患者サービスの向上につながることも考えられます。しかし、指定管理期間が短いと、医師や看護師を始めとしたスタッフや、築き上げてきたノウハウの流出にも繋がります。

また、契約の見直しも頻繁になり、返ってサービスの低下につながるかもしれません。長期か短期か、どちらを選択にするにせよ、メリット、デメリットは出てきますので、それを把握した上で仕様書の作成に臨んでいただきたいと思います。

重要なのは、先ほども申しましたが、その後の組合の指定管理者の毎年の業務内容のチェックになってくると思われます。これは当然、我々が在籍している病院議会においても見ていくことになると思われますので、情報の提供をお願いしたく思っています。早ければ6月頃には指定管理の仕様書が出来上がり、そして指定管理者が決まるとのことを耳にしています。不採算医療を提供し、市民にとって必要とされる病院を目指して、東濃中部医療センターをよろしくお願いいたします。

さて、次の質問に移ります。昨年12月7日より、公立東濃中部医療センター薬局および食堂整備・運営事業者選定プロポーザルが行われています。同様に、売店整備・運営事業者選定プロポーザルも同スケジュールにて行われており、この2つのプロポーザルともに2月26日がプレゼンテーション審査本番ということになっております。よって、現段階でお答えいただけることは少ないかもしれませんが、契約前に一般質問できる機会は今回しかございませんので、質問に追加させていただきました。

このプロポーザルを見てですね、病院全体を一括で指定するわけではないのかって感じて、最初の質問、指定管理の確認をさせてもらったんですが、この2つのプロポーザルを見ると、薬局、食堂、売店の3つの施設の運営事業者を各々選択するわけではなく、薬局と食堂で一事業者、売店で一事業者を選ぶという、私から見たらちょっと変わった分け方をしているなという風に思っております。

この3つの事業者を選ぶということもできますし、もしくは3つまとめて引き受けてくれるところを探すこともできるわけですが、なぜこのような選定の仕方を考えられたのでしょうか。

次の質問です。要旨ウ 薬局、食堂と一緒に事業者選定するのはなぜか。事務局長、お願いします。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 薬局、食堂と一緒に事業者選定するのはなぜかというご質問でございます。

薬局、食堂、売店のプロポーザル審査につきましては、当初、3つそれぞれをプロポーザルかけようということで進めておったんですけれども、近隣の他事例を調査した結果ですね、売店の方は単独での募集でも応募が見込まれるんですけれども、食堂単独での募集っていうのはなかなか応募者がいないという事例が多くありました。そちらの方は1社単独で行くっていうことは困難と思われましたので、薬局と食堂と一緒にして選定するものとしたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） はい、ありがとうございます。食堂単体では利益が出にくいということなのかな

と。それで、どちらかという利益の出しやすい薬局さんと一緒にしたのかなというご回答だったのかなと思います。合理的な判断なのか、うまくいくといいなという感じですが。

では、この薬局、食堂と売店、この2つの実施要領をちょっと見比べてみると、評価基準のところに気になる点がありました。それは貸付料についてです。薬局、食堂については、月額115万円未満の場合は失格とするという風に書かれています。しかし、売店については、提案額0円の場合は失格とするとあります。

つまり、売店は1円以上でも条件が良ければ出店できるよ、という風に考えられますが、この貸付料の算出根拠ってというのはどのようになっているのでしょうか。薬局、食堂については貸付面積が376平米の20年契約、売店については88.9平米の10年契約となっています。両方とも内装工事施工のスケルトン渡しとなっております。

では、次の質問です。要旨エ 貸付料の算出根拠はどのようか。事務局長、よろしくお願いします。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 貸付料の算出根拠はどのようかということでございます。

薬局、食堂につきましては、東濃中部病院事務組合公有財産及び債権の管理に関する規則、こちらの第18条に基づいて、別に定めました普通財産の貸付料算定基準、こういうものがありますので、こちらにより算出をしております。売店につきましては、同様の計算に基づく場合につきましては、近隣の他事例を色々と調べさせていただいた中でかなり高額となるということがわかりましたので、近隣の貸付料を参考にですね、今回、このような設定をさせていただいたということでございます。よろしくお願いします。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） ちょっと確認ですけど、他事例を参考に薬局の方は高額になるというお答えだったと思うんですけど、もう1点の売店の方は、もう規則に定められているからっていうご回答で良かったですか。逆ですか、ちょっともう一度教えてください。すみません。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 申し訳ありません。薬局とレストラン、こちらの方は、先程申し上げましたが、普通財産貸付料算定基準、こちらの方を基に算定をして、月額で115万というような金額になっております。一方の売店につきましては他事例を基に、ちょっと高額すぎる計算になってしまいますので、そちらに合わせておるということでございます。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） ということは、こうやって謳っても高額になるよっていう意味合いで捉えさせていただければいいのかなって思いましたが、そういうことでいいんでしょうか。すみません、何回も再質問して。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 売店につきましては、1円以上の提案額という風に書いてありますけれども、基本的には色々な会社が参入していただくっていうお話になってくれば、そこら辺は競争になってくると思っております。やはり1円ではなかなか不利な条件になってくるのかなという風に思っておりますので、そこら辺は入ってくる事業者のお考えになるかと思っておりますけれども、その辺りで競争をいただければと思います。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） すいません、理解が遅くて申し訳ございません、納得いきました。競争相手が複数社に及ぶために、この設定でもある一定の貸付料が見込めるということですね。はい、ご答弁ありがとうございました。

もう1個気になった点があつて、仕様書にある売店に求める提供サービスがちょっと気になってたんですけど、これはご答弁いただかなくても結構ですけど、収納代行業務だったり、宅配の收受だったり、電子決済が必要であつたので、これコンビニしか引き受けられないかなという風にちょっと思っておりますが、これ独り言ということで。

さて、次の質問に移らせていただきたいと思います。先ほど指定管理の質問内でもお聞かせいただいた複数年契約についてです。先ほども申し上げましたが、薬局、食堂の契約期間は20年、売店の契約は10年となっています。今回は貸付料をいただいた上での契約であるため、そこまで強く申し上げることはできないのかもしれませんが、それにしてもちょっと契約期間が長すぎるような気がしています。契約期間を短くして、都度、契約の見直しを含めて利用者サービスの向上を狙うのが常套手段のような気がしております。逆に、経営不振による撤退というリスクも考えられると思いますが、そのあたりのことをどのように考えられているのでしょうか。では、次の質問です。

要旨オ 複数年契約によるデメリットの解消はどのようなか。事務局長、ご答弁よろしく願います。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 複数年契約によるデメリットの解消はどのようなかということでございます。

薬局、食堂、売店につきましては、店舗部分の貸付契約とさせていただきます予定でございます。貸付期間が長期に及ぶ場合のサービス低下リスクですとか、経営不振による撤退につきましては、事業候補者との貸付契約の中で取り決めをしながら、必要に応じて事業の報告を得るなどしながら、事業候補者と協議して対応していくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） はい。適宜、事業報告を受けながら、経営内容も把握されつつ、デメリットのないように経営を進めていただくという回答だったかなと思います。ただ、すでにプロポーザルというのは始まっておりまして、なかなかこう、今ここで言っても反映できることではないのかなという風に思っております。できることなら事前にお知らせいただきたかったなと思うところでございます。

さて、次が最後の質問となります。市民より多くの意見をいただいている病院への交通アクセスについてです。特に総合病院が遠くなる瑞浪市民からの意見が多くなるのは必然かと思っています。議会でも当然そういった意見がありました。

瑞浪市議会令和5年第4回定例会において、交通アクセスへの質問がありました。新病院への交通システムの確保及び市内全域の交通体制の見直しの進捗状況はどのようなか、という質問だったと思います。

その回答はですね、新病院に関する意見、要望のうち、最も多くいただいているのが新病院までのアクセス確保であり、最重要課題であると認識しております。前提として、新病院は指定管理者制度を活用した指定管理予定者による運営を目指すこととしているため、交通アクセスを含め、新病院の利便性の向上につきましては、まずは運営を行う指定管理予定者をお願いをしたいと考えております。新病院においては、遠隔地からの受診はもとより、中心部も含め市全域において交通アクセスの確保が必要となります。この点を踏まえ、本市の拠点と新病院を結ぶシャトルバスを運行することが必要ではないかと考えております。その運営のあり方やコミュニティバス路線、デマンドバスとの連携など、具体的な検討はこれからでございますが、より利便性の高いものとなるよう指定管理予定者と検討を進めてまいりますので、今しばらくお時間を頂戴したいという答弁だったと思います。

現在、交通アクセスについて多方面で打ち合わせが進められていると思われませんが、現在の状況はどのようなのでしょうか。交通アクセス全体像はどうなっているのでしょうか。また、開院時期が2年後に迫る中で、そのスケジュールリングも気になるところであります。現在調整中であり、なかなかご返答は難しいかもしれませんが、組合側の考えをご答弁いただけるとありがたいです。

最後の質問です。要旨カ 交通アクセスへの見解をお伺いしたい。事務局長、よろしくお願いします。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

○事務局長（鈴木聡君） 交通アクセスへの見解をお伺いしたいということでございます。現在、東濃厚生病院では、けんこう号といたしまして、恵南地域から陶、釜戸や日吉地区への送迎バスを運行していただいております。新病院開設後につきましても、引き続き同様の送迎バスを運行していただくよう、指定管理予定者でありますJA岐阜厚生連には組合としてお願いをしておるところでございます。

その他でいきまして、病院までのアクセスに関しましては、両市の公共交通担当課に対しまして、現状路線からの新病院への乗り入れなどの可能性について研究、検討をお願いしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 6番 棚町潤君。

○6番（棚町潤君） ありがとうございました。今、指定管理予定者と言えいいのか、JAさんと言えいいのか、けんこう号を運行されていると。今、瑞浪市内からは4路線ですかね、走ってると思いますが、そちらを引き続きお願いする。拡充も合わせてお願いされるのかなって言うところだと思います。

すが、そういった自主バスを運用していただくっていうことと、両市の担当課において公共交通の整備をお願いしておる段階だという回答だったのかなと思っております。ちょっとスケジュールについてはご回答いただけなかったんですけど、ちょっとなんとか2年間で間に合わせていただきたいなというところであります。

先日、私の後援会にて、市政報告会を開催しました。市長にもお越しいただいて、ありがとうございます。その時にですね、後援会役員さんから話してほしいと言われたことの1つが、東濃中部医療センターへの交通アクセスについてでした。

私はこう報告しました。アクセスについては、4つの手法が考えられています。1つは指定管理者による自主運行バス、もう1つは各市が運営するコミュニティバスやデマンド交通、3つ目は民間の力を借りたバスやタクシーによる運営、そして最後はレベル4の自動運転による無人バスという報告をさせていただきました。

ただし、どの手法も一長一短であります。自主運行バスは指定管理者の経営努力が必ず必要になってきます。コミュニティバスやデマンド交通は1番可能性があると考えられますが、各市の費用負担や他の公共交通との兼ね合い、さらには、市を跨いでバスを走らせることになるので、当然両市の調整が必要になってきます。民間の力を借りるとなると、そもそも運転者の不足、そしてそれなりの利益が見込めないと不可能ということになります。レベル4の自動運転については莫大な費用が必要になる可能性もあり、国との連携が必須になってきます。時間も当然必要となってくると思います。

スケジュール的にも比較的時間のかからないものから多大な時間を要するものまでであると思います。これらを組み合わせて病院へのアクセスを考えていく必要があります。病院事務組合と両市が検討して、この中で取捨選択しながら最適なアクセス環境を整えていただくっていうことを私は望んでおります。ただ、時間はやっぱり待ってくれません。

東濃中部医療センター開院まであと2年となっております。私は、それまでに交通アクセスが整うか非常に心配しております。車に乗れない市民が安心して病院に通えるような環境の構築を望みます。

その上で、これは私からのお願いなんですけど、もう少し市民に分かるように情報を開示していただきたいと思っています。今のところ市民への説明はですね、東濃中部病院事務組合のホームページを見ることがないしか無いわけなんです。両市の広報も確認してもらいましたが、どちらにも掲載が少ないのかなっていう風に思っています。

病院のことを1番多く掲載してるのは、実は瑞浪市議会の議会チャンネルだったりするんですけど、病院建設に対して不安に思っている市民っていうのは非常に多くいらっしゃいます。やっぱりここで示していただきたいのは、市民に対する丁寧な姿勢です。今一度、丁寧な市民への説明をお願いして、私の一般質問を終わらせていただこうと思います。

最後に、あくまでも私は病院建設賛成派なので、そのあたりはご承知おきいただいて、丁寧な市民への説明をお願いしたいと思います。これにて私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴あり

がとうございます。

○議長（加藤輔之君） これにて、日程第7 一般質問を終結いたします。

○議長（加藤輔之君） 以上で、本日の日程のすべてを終了いたしました。これをもちまして、令和6年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会を閉会いたします。ここで副管理者 瑞浪市長からご挨拶をいただきます。副管理者 瑞浪市長 水野光二君。

〔副管理者 瑞浪市長 水野光二君登壇〕

○副管理者（瑞浪市長 水野光二君） みなさん、おはようございます。ただ今は、今定例会に上程させていただきました4議案につきまして、慎重審議を賜りですね、可決、ご承認を賜りまして、誠にありがとうございました。

しっかりと令和6年度の予算を執行させていただいて、計画通り新病院の建設に当たっていききたいと、そんな風にまた改めて決意を固めたところでございます。

そのためには、引き続きの議員の皆さんのご理解、そして市民の皆さんのご理解が必要でございますので、今お話がありましたように、情報発信もしっかりやっけていながら、この事業を進めていくべきかなということを改めて認識したところでございます。

また、今お2人の議員さんから、本当に市民の思いを代弁したそれぞれの一般質問をいただきました。医師確保につきましても、そして今の病院の指定管理をどうしていくのかにつきましても、また最後に言っていただきましたアクセスにつきましても、本当に大きな課題でございます。

我々もしっかり、開院される予定の令和8年2月までには、それぞれのところはしっかり解決をしてですね、本当に市民の皆さんから頼りがいのある、そんな病院にしていきたいと、そのように思っております。引き続き、またこの議会の場でも一般質問でどんどん市民の皆さんの代弁をしていただき、確認をしながら、この事業を一緒になって前へ進めていければなど、そんな風にも思ったところでございます。また多くの市民の皆さんからの声が議員の皆さんには届くかと思いますが、その都度、その都度、また我々執行部の方へご確認いただければありがたいかなと、そんな風に思っておりますので、よろしくお願ひします。今日は本当にありがとうございました。

○議長（加藤輔之君） ありがとうございました。これにて散会します。ご苦労様でございました。

午前10時25分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東濃中部病院事務組合議会議長 加 藤 輔 之

議 員 大久保 京 子

議 員 榛 葉 利 広